

平成30年度行政評価シート【個表】

平成 30 年 7 月 5 日

評価対象事業		評価者	住宅課長	近藤 裕二	
都整-22	実施事業	空き家等対策推進事業	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務	主管課	住宅課
			<input type="checkbox"/> 法定受託事務	関連課	
総合計画上の位置付け	分野	住宅・住環境	施策の方針	鎌倉らしい住まいづくり	

1 事業の目的

対象	市民等
意図	空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するため。
効果	適切な管理が行われていない空き家等に関する施策を推進し、市民の生活環境の保全を図る。

2 平成29年度に実施した事業の概要

<ul style="list-style-type: none"> ・空き家データを適切に管理するため、情報を効率よくデータベース化できる空き家管理システム導入に向けて検討を行った。 ・鎌倉市空家等対策計画に基づき市民等からの空き家に関する相談や情報提供に対応すると共に、空き家化の予防として、市民等に空き家に関する啓発活動を行った。
--

3 事業費等基礎データ

データ区分	28年度決算		29年度決算		データ区分	30年度当初予算		備考
	人 口	世 帯 数	人 口	世 帯 数		人 口	世 帯 数	
人口等のデータ	176,869人	80,928世帯	176,466人	81,150世帯	176,308人	81,763世帯		・各年3月31日 (住民基本台帳)
事業の対象者数								
事業の対象者数								
運営資源状況	決算値(千円)	4,937	321		当初予算(千円)	3,786		
	国県支出金				国県支出金			
	地方債				地方債			
	その他				その他			
	一般財源	4,937	321		一般財源	3,786		
事業運営	人員配置数	1.5	1.5		人員配置数	1.0		
	人件費(千円)	11,700	11,842		人件費(千円)	8,044		
	総事業費(千円)	16,637	12,163		総事業費(千円)	11,830		
事業費	市民1人当りの経費(円)	94	69		市民1人当りの経費(円)	67		
	対象者1人当りの経費(円)				対象者1人当りの経費(円)			

4 評価結果

※「効率性」「妥当性」「有効性」「公平性」「協働」については、プルダウンで選択。

効 率 性	事業費に削減余地はないか	2. ない
	関連・類似事業との統合はできないか	2. 統合に向けた検討は可能
妥 当 性	事業の実施に対する市民ニーズはあるか	2. 増大している
	事業の廃止・休止による市民生活への影響は大きいか	3. 廃止・休止による影響は大きくある
	今後も市が実施すべき事業か	5. 豊かな市民生活に寄与することから、今後も市が実施する必要がある
有 効 性	事業の成果は得られているか	2. 成果は概ね出ているが、更なる努力は必要である
	事業の上位施策に向けた貢献度は大きいか	3. 事業の方向性や手法は概ね適切であり、一定程度貢献している
公 平 性	受益者負担は公正・公平か	△-3. 受益者が特定できないため、受益者負担を求めることができない
		△-1. 今後、市民等との協働による事業実施に向けた検討が必要である
協 働	市民等と協働して事業を展開しているか	△. 協働未実施
		協働実施済の場合のパートナー

事業内容の方向性	<input type="checkbox"/> a: 事業内容を見直す	見直しの種類	<input type="checkbox"/> 拡大	見直しの内容	事業へ統合
	<input checked="" type="checkbox"/> b: 事業内容は現状通りとする		<input type="checkbox"/> 縮小		
	<input type="checkbox"/> c: 事業を休止又は廃止する		<input type="checkbox"/> その他		
	<input type="checkbox"/> d: 他事業と統合し、本事業は廃止する				

予算規模の方向性	<input checked="" type="checkbox"/> A: 予算規模を拡大する	事業内容・予算規模の方向性設定の理由	平成28年度に策定した「鎌倉市空家等対策計画」に基づき、平成30年度に空き家管理システムを導入予定であり、システムの保守費用が見込まれるため。
	<input type="checkbox"/> B: 予算規模は現状維持とする		
	<input type="checkbox"/> C: 予算規模を縮小する		

総評(評価に対する考え方、根拠等)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業費は、協議会の運営や啓発リーフレットの作成に必要な経費など、必要最小限で執行しており、空家等のデータを適切に管理し「鎌倉市空家等対策計画」の施策を執行するためには予算規模の拡大が必要である。 ・空家等の適正管理は、一義的にはその所有者又は管理者の責務であるが、平成27年に全面施行された空家等対策の推進に関する特別措置法では、市は空家等に関する対策の実施及びその他の必要な措置を適切に講ずるよう努めるものと定められており、今後も市が実施する必要性がある。 ・平成29年度は同法に基づいて設置した協議会を開催するとともに、市民等の空き家に関する意識啓発や相談対応を行った。今後は鎌倉市空家等対策計画に基づき空き家に関する施策を実施することにより、空家等や特定空家等が増加しないように努めていく。
-------------------	---

平成29年度事業実施にあたっての課題 (前年度未解決の事項を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 「鎌倉市空家等対策計画」に基づき、空き家対策の体制を整備するため、実態に近い空き家の情報を把握すること。 対応が困難な、所有者不明や相続放棄された空き家への対応を検討すること。 市民等から寄せられる空き家に関する相談に対応すること。 	
課題解決のために行った平成29年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> 市内の空き家情報を把握するための空き家管理システム導入の検討を行った。 市民等から寄せられる空き家に関する相談に適切に対応した。 	<input type="checkbox"/> 解決 <input checked="" type="checkbox"/> 一部解決 <input type="checkbox"/> 未解決
未解決の課題、新たな課題とその理由	<ul style="list-style-type: none"> 空き家管理システムを導入する。 所有者不明や相続放棄された空き家への対応を検討する。 	

○ 他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	空家等対策計画(空家法第6条)の策定								
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	逗子市	横須賀市	三浦市	横浜市	川崎市
他市実績	○ H28	○ H27	○ H28	○ H29	×	×	×	○ H27	○ H28
比較事項	協議会(空家法第7条)の設置								
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	逗子市	横須賀市	三浦市	横浜市	川崎市
他市実績	○ H28	×	○ H28	○ H29	×	×	○ H29	○ H27	○ H28
比較事項	財産管理制度(民法第25条第1項又は同法第952条第1項)活用実績								
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	逗子市	横須賀市	三浦市	横浜市	川崎市
他市実績	×	×	×	×	×	×	×	×	×
当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> 対策計画の策定及び協議会の設置については、県内市町村の中でも比較的早い次期に取り組むことができた。 所有者不明や相続放棄された空き家への対応については、山形県酒田市等で財産管理制度を活用した事例があるが、全国でも事例が少ないため、情報収集が必要である。 								

◎ 事業実施に係る指標

指標の内容	空き家に関する意識啓発活動					単位	回	指標の傾向	⇒	備考
当該指標を設定した理由	年次	H26	H27	H28	H29	H30	H31			
事業を進めていくうえでは、空き家所有者の協力が不可欠であるため	目標値	-	-	-	5.0	5.0	5.0			
	実績値	-	-	-	8.0					
	達成率	-	-	-	160.0%					
	達成率									
当該事業実施に伴う指標の推移に関する考え方										